

実施方針（案）に関する質問書

修正箇所抜粋

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
44	11	2	2.5	(2)	(1)	参加資格要件	建設工事の競争参加資格を有していても、本案件の参加資格要件を満たしていることにはならないという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 本委託は「業務委託契約」として実施するため、2.5(2)の規定を設ける想定であり、業務委託名簿への登録が必要となります。ですが、業務委託での登録がない場合は、資格申請をお願いします。（なお、名簿への登録は最短で申請書受理日の翌々月の1日となりますので、ご注意ください。）「 2.6 条件を満たしていない者に対する特例規則」に基づき、 入札参加資格に関する審査を申請してください。
46	12	2	2.5	(3)	(1) ⁷ (2) ⁴	統括管理企業の入札参加要件	意見：統括管理企業の入札参加要件では土木工事の参加資格者名簿への登録や土木工事に関する有資格者を求めているにもかかわらず、そもそも業務委託での登録がないと本件には参加できないとするのは矛盾があるように感じます。	本委託は「業務委託契約」として実施するため、2.5(2)の規定を設ける想定です。が、業務委託での登録がない場合は、資格申請をお願いします。（なお、名簿への登録は最短で申請書受理日の翌々月の1日となりますので、ご注意ください。）「 2.6 条件を満たしていない者に対する特例規則」に基づき、 入札参加資格に関する審査を申請してください。